

会議録

会議の名称	平成 23 年度第 2 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 24 年 1 月 16 日（月曜日）19 時 00 分から 21 時 26 分
開催場所	田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
出席者	出席委員：平山（福）委員、中本委員、宮澤委員、平山（喜）委員、村田委員、指田委員、新倉委員、吉岡委員、清水委員、土方委員、尾林委員、澤田委員、石岡委員 欠席委員：石田委員、田中委員 事務局：市民部長 下田、保険年金課長 冥賀、国保給付係長 貫井、国保加入係長 新井、国保加入係主査 昆野
議題	1 平成 24 年度 国民健康保険料の見直し 2 その他
会議資料の名称	資料 1 国民健康保険決算の推移 資料 2 国民健康保険事業会計における一般会計からの繰入金（その他繰入金） 資料 3-1 平成 24 年度 国民健康保険収支バランス〔一般被保険者分〕 資料 3-2 療養給付費等の推計表 資料 4 平成 23 年度国民健康保険税（料）率等の状況 資料 5 平成 23 年度モデルケースによる 26 市保険料・税の比較 資料 6 国民健康保険料賦課限度額の状況 資料 7 平成 24 年度保険料率改定に向けた影響額の試算
記録方法	<input type="checkbox"/> 前文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1.開会</p> <p>○清水会長：</p> <p>皆さんこんばんは。お寒い中、御参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>ただいまより、第 2 回国民健康保険運営協議会を開会したいと思います。</p> <p>初めに、本日の会議の定足数ですけれども、達していますことを御報告申し上げます。石田委員につきましては事前に御欠席の御連絡がありましたけれども、田中委員と吉岡委員がまだお見えでないですが。</p> <p>○新倉委員：</p> <p>審査会のため田中委員は欠席だと思います。</p> <p>○清水会長：</p>	

そうですか。吉岡委員については、おいおいお見えになるかと思っておりますのでよろしくどうぞお願いいたします。

## 2.会議録署名委員の指名

○清水会長：

本日の会議録の署名委員の御指名をさせていただきますが、本日は宮澤委員と平山喜弘委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

傍聴希望の方いらっしゃいますか。

○事務局：

はい、いらっしゃいます。

○清水会長：

入っていただいてよろしいですね。ではお願いいたします。

傍聴者入室

## 3.議題

### (1) 平成 24 年度 国民健康保険料の見直し

○清水会長：

それでは、これより議題に入りたいと思います。レジュメのとおり、本日の議題は「平成 24 年度国民健康保険料の見直し」ということで審議をさせていただきたいと思います。

本日の資料につきましては、事務局から事前に配付していただきましたので御説明をいただきますが、いつものようにおおむね 9 時を目安に会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。質問につきましては、事務局の御説明が終わった時点で挙手の上お願いしたいと思います。

それでは事務局、よろしくどうぞお願いいたします。

○事務局：

(配布資料の確認・資料説明)

○清水会長：

事務局から説明がございましたけれども、とりあえず御質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

○村田委員：

今の説明で24年度の予算見込額でこれだけのマイナスがあるということで、保険料の増額というのはしょうがない、検討せざるを得ないのかなというところなのですが、賦課限度額を上げるとなると、昨年、議会で通らなかったのは恐らくこの辺がネックだと思うのですけれども、この辺の不公平というか、どう調整してくのか。あと資産割を5パーセント引き下げるという方向は、私としてはいいなというか、ゼロに持っていくというスタンスからすれば、これはいい段階であるなと思います。

○清水会長：

4方式を2方式にとというのがもうずっと、運営協議会で出ていた問題ですけれども、その辺も今回考えた方がいいのではないだろうかという御意見でした。

○平山（喜）委員：

賦課限度額を上げていかななくてはしょうがないのではないかと思いますけれども、それでなおかつ、資産割のところを5パーセント引き下げるということであれば、今会長がおっしゃったように、2方式に持っていかうのではないかとということが前々から言われているので、資産割5パーセント引き下げプラス賦課限度額を50万円に持っていかうとか、そういうことをしない限りは不足分を埋めるということもなかなかできないのではないかと思いますので、多少そういうところを賦課限度額としては50万円、逆に言うと、極端に23年度の金額51万円を持っていかうか、極端にやるしかないのではないかと思いますけれども、大体今のところはそんなところですかね。

○宮澤委員：

数字を追いながら、けたがなかなか頭に入らなくて申しわけないのですが、資産割をマイナス5パーセントという方向に考えていくのがいいのではないかと思います。あとは今のところ。

○清水会長：

御質問ではなくて、御意見を皆さんおっしゃってくださっているのがありがたいのですが、中本委員さん、いかがでしょうか。御質問なり御意見なり。

○中本委員：

質問は、資料4の介護納付金の均等割が、西東京市が一番高いのですね。これは40歳から65歳未満という人が多いからでしょうか。それとも少ないからこういう均等割があるのでしょうか。第2号被保険者が多いからこの額になるのか、それとも少な過ぎるからこの額になるのですか。

○事務局：

介護納付金の説明をさせていただきますと、介護納付金については、国がどのくらい、国が見込んでいる伸び率での算式の中で見込みが出ます。それに対して第2号被保険者1人当たりの負担額が決められています。それで申し上げますと、24年度は5万6,400円を負担していただくということで、西東京市の推計の中で被保険者数は1万9,738人。それを掛けた額として概算の納付額が決まるというルールになっています。それで、今、西東京市のバランスの中で均等割が高いというお話がございました。この料率の設定の中で応益・応能割合のバランスがございます。国が標準割合の中で示しているのが応能・応益割合を50対50に定めるようにというような標準割合が示されています。その中で、50対50、当然、応益部分も5割相当の賦課ができるように、応能である所得割も5割相当の賦課ができるようにというバランスの中で見たときに、一定程度均等割も引き上げていかなければいけない状況です。西東京市は一般会計からの赤字補てんを介護納付金については従来見込まないという中で料率の設定を行ってきました。応能・応益割合も医療分ですと6割が応能、4割が応益部分なのですが、そのバランス自体が介護の方は、50・50に近づけているという経緯の中で、ある一定程度の均等割が高くなっているのではないのかなと考えているところです。

○中本委員：

それから、今日の話とはずれるのですが、滞納世帯の割合というのは、ほかの市に比べて西東京市は多いのでしょうか。それとも、全国平均で見てもいいのですけれども。

○事務局：

全国の中で徴収率、収納率を見たときに、都市部の徴収率自体はかなり下の方になります。都道府県で申し上げますと、東京都が一番悪いのです。その中で区部が市部と比べますとさらに徴収率は悪い状況です。西東京市の徴収率は、26市の中で中間を行ったり来たりというような現状です。

○清水会長：

前回、限度額をこちらでは上げた方がいいという答申をしたときに、議会で、徴収率を上げるのが先決ではないかという意見があつて却下された経過もあります。

○中本委員：

議会がどういう判断をされたかわかりませんが、選挙があるからとか、立っている立場によって大分違うと思うのですね。限度額を上げるのか、料率を上げるのかとか。ですから、どういう立場でこの前、限度額を据え置いたのかというのがよくわからないのですよ。議会がどういう立ち位置で、こちらで上げると言ったものを据え置いたのか。それはどういう議論の中で据え置かなければいけないという、いわゆる一般会計からの繰り

入力で十分だからということなのでしょうか。

○事務局：

23年度において限度額の引き上げの条例改正を議会に提出しました。その議論の中で出たのが、限度額については所得の高い方の引き上げだけになります。ですから、一定の限度を超えている部分をさらに引き上げて、そこで納めていただくということですから所得の高い方が対象になるということで、この保険制度自体は皆さんが医療給付に対して公平な負担も必要ではないかという視点からいうと、本当に一部の方にだけ負担をお願いするのかというのも議論の中で出てございました。それとあわせて、滞納額の問題も出てございました。ですから、一部の方に御負担をいただくだけの改正であったというのも条例が否決という扱いになっている経緯です。

○清水会長：

市長から私どもにいただいた文書を読ませていただきますと、  
賦課限度額の引き上げについては中間所得層の負担の軽減を図るため、また平成23年度においても法改正が予定されており、賦課限度額を引き上げることなど、賦課限度額の引き上げが必要である旨について再三説明してまいりましたが、議会からは、高額所得者だけに負担を求めるのではなく、内部努力の必要性、特に滞納額の削減に取り組むべきであるとの御意見をいただきました。

という文書をいただいております。

○中本委員：

わかりました。

○平山（福）委員：

限度額なのですが、22年度改正、23年度法改正と来ているのですが、これはほかの市も上げていないところもあるのですが、例えば経過措置みたいなものはあるのですか。国がこういうふうに上げてきていますよね。24年度は見送りという方針というお話だったのだけれども、それについて追従しなくても法律違反にはならないのですか。勝手に国は限度額を上げていくけれども市町村が追従してこないというケースのように見えるのですが、これは例えば何年後までには法律に沿って追従せよというような法律なのか、いや、あとは市町村の考え方ですから置いておいてもいいですよと、こういうことなのか、御質問したい。

それと、先ほどから資産割の話が出ているのですが、私も国民健康保険に入ったときに明細書を見たら固定資産税というのがあるのですね。だから、何で固定資産税があつてと疑問で、それはこれから議論が始まれば申し上げたいと思っていたのですが、いずれにしろ資産割を下げることは私も賛成ですが、あとそれを所得割にするのか均等割、平等割に

持っていくのか。先ほど会長がおっしゃったような、確かに相互支援という、要するに公平化からいうと均等割か平等割にするか、それはこれから議論していかなければいけないかなと思っていたところなのですが、いずれにしろ、限度額のことについて御質問したい。

○事務局：

限度額については、税を採用しているところは税法上の中で、ここまで限度額として賦課できますよという限度額の設定になります。したがって、それを超えることは当然法を超えてしまうことになりますのでそれはできませんけれども、その以内で各保険者が定めることになります。ただ、現状はもう全国的に市町村国保は厳しい状況の中です。その財政状況の中で国が法改正して歳入の確保ができるようにしていながら、市町村の独自の施策の中でそこまで引き上げないというような扱いにしていますと、経営努力の面で評価が下がるのですね。ある一定程度、一般会計に頼った中での運営ではだめだ、独立採算の運営が本来この制度の趣旨でございますので、その中で経営努力した中で、徴収努力も当然必要なのですが、その中でちゃんと運営協議会に諮りながら料率の見直しを図っているかどうかも経営改善の項目の中に入っています。そこら辺で努力していかないと、財政調整交付金、あと都の補助金の中でも、なかなかそれを対象とした交付がされないという状況なのです。だから、経営努力の一環として毎年保険料率を見直しているようなところには、そういう補助金、調整交付金等の交付額が増額されているというのがございます。

○平山（福）委員：

そうすると、限度額を多少上げれば、国、都の補助も引き続いて上がってくるということがメリットではあるわけですか。

○事務局：

算定の中で、全保険者が同一の限度額にしたら甲乙ございませぬよね。それだと評価は全くなくなってしまうのです。ですから、逆に一步先に出てやっているとところの方が、評価が高くなるのです。だから、西東京市はどうしてもワンテンが遅れの中での限度額の改定を今までしてきていますから、先駆的にやっている自治体という評価での補助はいただいていない状況ですけれども、ある一定程度の料率の見直しを行っていきますと、多少とも補助金が増額されているというのは実際にございます。

○平山（福）委員：

だから、私は今回初めてなものですから、限度額を上げた場合のメリットとか、評価は別として、評価というのは金額的には余り反映されないでしょうから。下げることはないでしょうけれども、現行にした場合と上げた場合でどういうメリットがあるのか。あと、上げなければ罰則があるような法律なのか、それはもう市町村の勝手ですよということなのか。そこら辺、もう少し突っ込んだ資料があれば欲しいなということです。もちろん、

前回、議会で議論しているのでしょうかから、メリット、デメリットは多分出した資料があると思うのですよね。上げることに對して現状より何がよくなって、何が悪くなるのかという、何と申しますか事業効果というか、上げることの効果、デメリット、メリット、どちらがどうなって上げたかというような経過が僕らはわからないので、どうなのかなと思って質問しました。

○清水会長：

国で決められている限度額というのは、そこまでならば市町村で決めてもいいですよ、それ以上はだめですよというのが限度額で、それから、何で限度額を私たちは重要視しているかという、法定外の一般会計からの繰り入れがすごく多いのです。そうすると、一般会計からたくさんこちらにもらってしまうと、ほかの市民に対して、国保でない市民の方々の利益も害するようなことになってしまうということで独立採算制を国保はしないといけないという建前でずっときているので、私どもはなるべく一般の法定外でいただかないようにしようかというので限度額のところを見直してみたりというのが経過です。

○平山（福）委員：

だから、その部分を被保険者の中の高額所得者から取りましょうということですよ。全市民から取るのではなくて一部の高額の方から取るために、これを上げるか下げないかと、こういう議論ですね。

○清水会長：

そうですね。

○平山（福）委員：

わかりました。

○清水会長：

吉岡委員さん、どうぞ、御質問なり御意見なり。

○吉岡委員：

毎年出ていますけれども、何しろ保険料 27 億何千万で賄える金額ですよ。そうですね。ここに資料として出ているものは。例えば 47 万円の限度額だと 27 億 6,000 万円、そういう意味でよろしいのでしょうかね。資料 7 で、限度額を 47 万円、あと 50 万円、51 万円としたときの計として 27 億 6,300 万円、27 億 7,800 万円、27 億 8,300 万円。この金額であれば一般会計からの繰り入れはしないでもいいという金額なのではないでしょうか。

○事務局：

資料 7 の表ですが、1 ページ目は医療分です。これは仮に所得割を 0.5 パーセント引き上げると、どのくらい影響額が出るのかということです。今回、23 年度比 8 億円を超える不足額が出ているという状況の中で、一般会計からの繰り入れを増額し、残り半分を保険料という考えをいたしますと、この 3 区分の中で 4 億 700 万円程度の影響額、ここで言う影響額が必要になってくるということです。ですから仮に医療分の所得割だけを 0.5 パーセント引き上げますと 1 億 4,513 万 3,168 円が増額になりますという意味合いです。ですから、医療分で 1 億 4,500 万円の引き上げを考えるとすれば、単純に申し上げますと所得割を引き上げると 1 億 4,500 万円が確保できますという表です。均等割ですと 5,000 円引き上げれば 2 億 2,352 万 4,422 円になりますという表です。3 区分にどういう形での 4 億円の不足を割り当てるのか、それによって応能・応益割合の中でバランスをとりながら 4 方式なり 2 方式の料率を定めていただければと思います。その議論の中で、限度額について国がここまで引き上げてもできますよという法改正が現在行われているのが、資料 6 に示しました賦課限度額の状況です。料率だけを変えれば当然医療分の上の枠の中に出ておりますように、賦課限度額 47 万円をそのままに据え置いて所得割を 0.5 パーセント引き上げれば 1 億 4,513 万 3,168 円の影響額になります。賦課限度額を 22 年度の法改正並みの 50 万円に引き上げ、なおかつ所得割を引き上げた場合は、1 億 6,289 万 6,767 円になります。そうしますと、47 万円の賦課限度額を 50 万円にすることによって、1,776 万 3,599 円多くなることとなります。したがって、賦課限度額を引き上げることで影響によって所得の多い方も 1,700 万円程度の負担をしていただけるということです。ですから、賦課限度額をそのままにして料率を上げても、今 47 万円を超える方については料率が幾ら変わっても負担は増えないのですね。47 万円にとまってしまいますから。そういう意味合いからすると、加入者の方に、所得に合わせて皆さんに御負担いただくという考えをすれば、当然限度額も引き上げないと全体の方に負担いただけることにはならないということになります。

○吉岡委員：

大体わかったのですが、案としては資産割だけを下げないで、所得割を上げて資産割を下げて、均等割と平等割を上げるという、そのセットで考えるという案ですよ。

○事務局：

資料 7 は、これはワンセットではありません。所得割を 0.5 パーセント引き上げて資産割を 5 パーセント引き下げ、均等割を 5,000 円増額、平等割を 2,000 円増額する案ではありません。

○清水会長：

影響額が出ていますよね。その影響額を見て試算をしてもらわないとだめなんですよ。約束の時間が過ぎたので気になっているのですけれども、とりあえず、皆さんからの御意見なり御質問なりをひととおりいただこうかと思いますが、いかがでしょうか。



○新倉委員：

24年度の税収は減るのですか。間違いなく減収でしょう。それで、例えば医療分と後期高齢者分と介護保険分は、24年度は増えますよね。23年度から24年度への差額とといいますか、増えてしまった分というのがありますよね。それと一般会計からそんなにお金は多くは使えないという前提のもとに資料7をつくったと思うのですよ。資料7で固定資産税の下落率は4.2パーセント下がってしまうから資産割を5パーセント引き下げてというのはわかるのですよ。設定条件の1の、経済状況が下がってきてマイナス成長になってきて、それで所得割を引き上げようというのもちょっと無理があるのかな。

○事務局：

セットではない。セットで見せると勘違いします。それぞれの影響額を試算しただけですから。セットで考えると今みたいに矛盾してしまいます。

○新倉委員：

それで、行政というのは右を見て左を見てやっているじゃないですか。そうすると、資料6でいくと、大体50万円ぐらいが多いじゃないですか。50万円を設定した場合に、そこから辺のところをもう一回組み直しをして次回に出していただければ、もう少し議論になるのかなという感じがするのですが、いかがですか。

○清水会長：

ということで、限度額をとりあえず上げる方に。

○新倉委員：

上げなければしょうがないのですけれどもね。だからいきなりトップに上げることもないのですが、一応、右を見て左を見て、各自治体は大体50万円が多いですから。ただ、そこに上げたときにいろいろな組み合わせがあると思うのです、セットで。それを変えていただければ、もっと資料になるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○清水会長：

指田委員、いかがですか。

○指田委員：

私も初めてなのでわからない部分がすごく多いのですが、去年、自助努力が足りないと言われて却下された部分というのはある程度、何か自助努力されたのですかね。された上でないと、また出しても議会から同じことを言われるような気もするのですが。やはり上げざるを得ないと思うのですけど、何かそういう裏づけがないと、また議会で同じ事を言

われてしまうのかなと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○清水会長：

先ほどの事務局の話ですと、4億700万円はこちらでどうにか考えてくれということだから、結局上げないと4億700万円は出ないのかな。半分は一般会計から出せるようなお話だということを今、事務局が最後に言われたような記憶があるのですがね。

○新倉委員：

去年こちらが答申したものが却下されましたよね。その中で自助努力が足りないということで、前回のとき私、質問をし損なったのですが、取り立てはどうなっているのという、嫌な言い方ですけども、しましたよね。そしたら事務局が、ちゃんと取り立てもやっているし差し押さえもやっていると。去年と比べれば随分改善されているのだと思うのですよ。だから、その辺は議論にならないと思うのです。実際1年間やってきたわけだから。それでも、ない袖は振れないではないけれども、ないところからは取れないわけだから、それはもう全国的に見ても東京都は意識が低いから出す人は低いのですけれども、ただ、こればかりやってもしょうがないと思うのですよね。だから、去年から今年に比べて取り立て隊みたいものを組織して、実際に差し押さえもやってきているわけだから、それはちょっと置いておいて、具体的に数字を出していただいた方が進むのではないかなと思うのですよね。

○指田委員：

私もそう思います。既にやっているのであれば、もうそこに進むしかないと思います。

○清水会長：

石岡委員、いかがですか。

○石岡委員：

最終的には政治判断があると思いますが、この運営協議会においては、賦課限度額については平等性という観点から法の基準に合わせた方がいいと思います。その中で政治判断ということになれば、あとは議会にお任せする。

あと、試算表を見ていると、上げたとしてもそんなに影響額は出てこないかなと。合計5,000万円ぐらいにしかならないですね。そうすると、議論としては所得割をどのぐらい引き上げるかという話になるのかなと、そこは避けて通れないだろうなと思っています。

あと、考えなければいけないのは、資産割を5パーセント下げるとするか、方向性としてはゼロに持っていくというお話をされていましたがけれども、今10パーセントですよね。となると、その先はどうするのかということを見据えた、将来的な部分をちゃんと計画を持ってやらないと、24年度は5パーセント下げた、その次はどうするのかというところま

で見据えた整理が必要かと思います。

○清水会長：

下げ率ですね。

澤田委員さんは。

○澤田委員：

もう、前の方がお話しになられたので、徴収率が93パーセントというのが、全国平均、特別区23区、多摩地区の平均値に比べてどうなのか。最大限努力をして、もうこれ以上努力をする余地がないという証明ではないけれども、それを書き添えないと、また同じ繰り返しで、議会で通るのかがある。

もう1つは、不足額8億2,000万円のうちの4億700万円、約半分はどういう割り振りにするにせよ、力づくでつくらなければいけないということなので、次回、その辺は事務局でたたき台を提示していただければありがたいかなと思います。

○清水会長：

尾林委員、何かありますか。

○尾林委員：

議会にかかって、去年は否決されているということになると、ポイントというものがあると思うのですよね。それに合わせていかなければまた同じような形になると思うので、それに引き合うような形のものを出していかなければ、どんな議論をしても仕方がないと思っていますのですけれども、いかがでしょうか。

○清水会長：

わかりました。

それでは、時間が切迫したのですが、限度額は上げざるを得ないのかなという皆さんの雰囲気なので、その額ですけれども、前回は3万円上げて50万円にということで、たしか答申したような記憶があるのですね。逆に、そのときに上げておけばよかったのかなというような思いもしないでもないのですが、その辺どうでしょうか。何通りか出していただくということがありますけれども。限度額を23年度のところまで持って行っていただきますか。どうでしょうか。47万円から急に上げるということもあります。それから資産割については5パーセント下げるといのは急激かなという思いも、私自身しているのですが。土方さんの御意見を聞かなかったのですが。

○土方会長代行：

限度額については上げざるを得ないでしょうね。もう一度50万円を出してもというか、

限度額を引き上げてもいいのかなという。4億円の負担をしなければいけないということになれば、当然そのぐらいのものを見積もってもいいのかなと思います。

○清水会長：

ということで、次回、限度額 50 万円としての試算を出していただきましょうか。いいですか、その辺で。

あと 1 つ条件を決めた方がいいですか。

○事務局：

資産割の取り扱いですね。

○清水会長：

資産割はどうでしょうか。皆さんは下げた方がいいという御意見もありましたけれども。また、石岡委員にしてみたら、急激に下げるというのもどうかという御意見もありましたので。

○平山（喜）委員：

そうすると、当然、この景気だと固定資産税は下がりますよね。それでなおかつ、本当は下げたいのですけれども、5 パーセント下げると、あと残り 5 パーセントであれなのですが、その辺を見据えると、固定資産税が下がるのであれば保険料率も多少マイナスというか、払う方とすれば少なくなるわけですね。そうすると、このところで 5 パーセント資産割を下げて計算するのか、両方一遍にダブルに安くなるのはありがたいですけれども、それでいいのかどうかということもあるし、これから景気が何年かでまたよくなってくれば、当然資産見直しで上がって来たりということも考えられますから、今年は一回このままの状態でいって、また来年度に向けて資産割の方は下げていくという考え方もいいのかなというのも多少はありますけれども。

○清水会長：

という御意見もありました。どうでしょうか。

○平山（喜）委員：

資産割を 5 パーセント下げるのと下げてないもの、現行のものと両方つくってもらえたらありがたいのかなと。資料的にはいろいろになって大変かもしれませんが。

○清水会長：

どうでしょうか。

○事務局：

石岡委員からも将来に向けてということで、なかなかここで何パーセントという議論も難しいのかなとは思いますが、平山（喜）委員おっしゃられるように、固定資産の評価替えが来年度ありますので、黙っていても固定資産税が今は下落率としては4.2パーセント下がるのではないかという推計で見えています。ですから、ベースが下がりますから保険料の賦課額に対しても当然同じように下がってしまうという自然に下がるという状況の中で、今の10パーセントの料率をどうするかという取り扱いなのですけれども。だから、仮にの中での5パーセントを出していますので、段階的に何回かに分けようかというお話ならば、2パーセントなり3パーセントなりにしていただいてもいいですし、今回見送るということならば、資産割については現行のままで試算をしてみるという形にさせていただいて。

○平山（福）委員：

高い安いではなくて、賃貸の方と一戸建てを持っている方と、なぜ保険料が違うのですかということが疑問なんです。資産を持っているから、そこから国民健康保険料を取るというのは何かおかしいじゃないですか。矛盾がありますよ。では、賃貸の方はその分、払わなくていいわけでしょう。では賃貸の方が得だみたいな話もあるし。固定資産税は払っているわけですから、なぜ資産に料金をかけるのか、そこが疑問なんです。だから、ぜひ5パーセント、低い資産割にさせていただきたい。

○清水会長：

その辺の資料はできますか。現行の資産割10パーセント、それから5パーセント下げるという試算。

○石岡委員：

資産割を下げないという議論はそもそもあるのですか。

○清水会長：

10パーセントのままでいいのではないかというのと、5パーセントにという意見が今ありましたので、その両方の資料を出していただいたらということで今提案させていただいたのですけれども、いいですか。

ではそのようなことで、次回、資料を出していただいて、さらに検討することにさせていただこうと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

では、長時間本当にありがとうございました。25分超過してしまいました。

○事務局：

では、事務局として、4億円に見合う、3区分ございますので、その中でどのように動か

すところこういう形になりますということで任せていただけるということによろしいですか。

○清水会長：

はい、お願いします。

では、次回は。

○事務局：

24 日です。

○清水会長：

それでは、閉会します。

午後 9 時 26 分 閉会